

大田市告示第128号

大田市中心企業等活性化総合支援事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楯野弘和

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 経済産業省により選定された地域未来牽引企業

第2条第2項を次のように改める。

2 この要綱において「地域未来牽引企業支援事業」とは、経済産業省により選定された地域未来牽引企業に対して、付加価値の創出や地域経済への波及効果を図るため、販路拡大等に取り組む経費を助成する事業をいう。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第8条及び第10条中「「しまね地域未来投資促進支援事業」を除く」を削る。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助事業の名称	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額
1 新商品開発チャレンジ支援事業	事業者が市内の地域資源を使った6次産業化、農商工連携又は異業種連携により、売れ	原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額30万円

	る商品づくりの前段階として商品の開発に取り組む経費	修費、旅費宿泊費（1名分）、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	
2 地域未来牽引企業支援事業	事業者が付加価値の創出や地域経済への波及効果を図るため、販路拡大等に取り組む経費	原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、外注加工費、技術指導受入れ費、デザイン委託費、デザイン購入費、広告宣伝費、旅費宿泊費（1名分）その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の2分の1以内、限度額30万円
3 産業財産権取得支援事業	事業者が新規性のある商品の特許、実用新案、商標、意匠登録等に要する経費	出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技術調査費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の2分の1以内、限度額15万円
4 販路開拓支援・販売促進支援事業	展示会・商談会への出展や通販サイト立ち上げ等の新たな販路開拓や販路拡大に要する経費	出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊費（1名分）、通販サイト立ち上げ委託費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額30万円
5 商品パッケージ改良支援事業	事業者が市内の地域資源を使った商品又は市内の地域資源のPRを目的とした商品のパッケージ改良等に取り組む経費	機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、広告宣伝費、外注加工費、技術指導受入れ費、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額20万円
6 HACCP等導入支援事業	「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む経費	機械装置又は工具器具等の購入費、専門家委託費、研修費、設計費、工事費、旅費宿泊費（1名分）その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の2分の1以内、限度額20万円

	む経費	(原則、民間団体によるHACCP認定取得に係る経費は対象外。ただし、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)による指定認定機関が定める業界団体認証取得に係る経費は対象とする)		
7	アナゴブランド化事業	アナゴの魅力を発信し、市内経済活動の活性化に取り組むイベント等に要する経費	原材料等購入費、会場使用料、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、旅費宿泊費(1名分)その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額10万円
8	ブランド構築支援事業	事業者の連携による食を主体とした新たなブランドづくりに取り組む経費	研修費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、会場使用料、旅費宿泊費(1名分)、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額30万円
9	外国人市内消費拡大支援事業	市内等に居住する外国人の地域内消費促進に取り組む経費	デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の2分の1以内、限度額5万円

様式第1号中「印」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第4号の2、様式第7号及び第11号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。